

# 情報セキュリティ管理規程

制定：平成 19 年 7 月 1 日  
最終改訂：平成 21 年 12 月 1 日

一般社団法人  
サステナビリティ情報審査協会

## 1 目的

本規程は、サステナビリティ情報審査協会（以下、「協会」という）の業務活動において取扱う機密性の高い情報のセキュリティを確保（以下、「情報管理」という）するために必要な事項を定め、もってサステナビリティ報告書審査・登録制度の信頼性向上に寄与することを目的とする。

## 2 対象情報

本規程の対象情報は、記録媒体の種別を問わず、協会内に保管する全ての電子化情報、非電子化情報（以下、「情報資産」という）とする。情報資産には、業務活動上、知り得た記憶情報を含む。

## 3 適用範囲

本規程は、協会の役員（理事、監事）、事務員、各種委員会の委員、審査機関、会員（以下、「協会構成員」という）、及び協会構成員並びに過去にそれらに該当する者に適用する。

## 4 組織体制

協会の情報セキュリティを管理するための組織及びその機能は、次のとおりである。

- (1) 会長は、協会の情報セキュリティ業務を統括するために、自らが情報セキュリティ統括責任者（以下、「統括責任者」という）となるか、又は理事の中から任命する。
- (2) 統括責任者は、情報資産の保管責任者（以下、「責任者」という）を指名して、情報管理の事務を代行させることができる。

## 5 情報管理

- (1) 情報資産へのアクセス及び保有する情報資産の保護などの適正な情報管理のために、統括責任者は情報セキュリティの管理システムを定期的に評価し、適正化を図るものとする。
- (2) 全ての協会構成員は、情報資産へのアクセスに関して、情報を保護する責任についての適切な理解と判断力を有しなければならない。この責任には、以下の

ことが含まれる。

①個人情報保護法などの法令を遵守すること。

②獲得した情報を維持し、喪失・漏洩・改ざんを防止すること。

③目的外の利用及び権限のない利用から情報を保護すること。

- (3) 全ての協会構成員は、業務上必要な場合を除き、協会外のいかなる者に対しても協会構成員及び被審査事業体に属するいかなる情報についても口外してはならない。
- (4) 全ての協会構成員は、統括責任者が必要に応じて実施する調査に協力しなければならない。
- (5) 機密情報の取扱いについて疑義が生じた場合は、統括責任者の判断に従うものとする。

## 6 情報アクセスの管理

- (1) 審査人に属する情報は、審査人認定・登録委員会の委員が必要な期間に必要な範囲でのみアクセス権限を有する。また保管された審査人の個人情報は、統括責任者及び責任者のみがアクセス権限を有する。ただし、審査人登録の更新などの場合には、統括責任者が必要と認めた範囲内の情報を必要と認められた者のみが、責任者の管理下においてアクセスすることができる。
- (2) 審査機関に属する情報は、公知である情報を除いて、審査機関認定・登録委員会の委員、審査機関認定審査員、ピアレビュアーのみが必要な期間に必要な範囲でのみアクセス権限を有する。また保管された審査機関の情報は、統括責任者及び責任者のみがアクセス権限を有する。ただし、ピアレビューの実施などの場合には、統括責任者が必要と認めた範囲内の情報を必要と認められた者のみが、責任者の管理下においてアクセスすることができる。
- (3) 会員に属する情報の管理は、審査機関に属する情報の管理に準じる。
- (4) 協会は、公知の情報及びサステナビリティ報告書等の登録のために必要な情報を除いて、審査機関より被審査事業体に属する情報を入手してはならない。また保管された当該組織の情報は、統括責任者及び責任者のみがアクセス権限を有する。
- (5) 電子化情報を協会に保管する場合は、アクセス制限された電算システム内に保管することとし、当該アクセスのためパスワードは、統括責任者及び責任者のみに付与され、何人にも教えてはならない。
- (6) 非電子化情報を協会に保管する場合は、入退室が制限された部屋において、施錠されたロッカー内に保管することとし、当該ロッカーの鍵は統括責任者及び責任者が各1ずつ保有し、何人にも貸与してはならない。

## 7 情報の返却・廃棄

- (1) 協会構成員は、不必要となった機密情報を直ちに返却又は廃棄しなければならない。
- (2) 協会構成員は、記録媒体を問わず、機密情報を不必要に複製してはならない。

## 8 緊急対応

- (1) 全ての協会構成員は、情報セキュリティ上の問題が生じた場合又は発生する恐れがある場合には、直ちに統括責任者又は責任者に報告するものとする。情報セキュリティ上の問題には、再生が必要な情報の喪失、漏洩及び改ざんが含まれる。
- (2) 当該報告を受けた統括責任者は、直ちに理事会を招集して、当該問題を報告する。
- (3) 理事会は、速やかに問題の解決策を検討し、統括責任者をその実施にあたらせる。

## 9 罰則

- (1) 協会構成員が本規程に違反した場合、統括責任者は理事会に報告し、理事会は該当者の処罰を決定する。
- (2) 処罰の内容は、嚴重注意、訓告、戒告、登録の停止・抹消、除名がある。また違反の事実が明らかになった場合、協会は違反者を告発することがある。

## 10 協会構成員であった者への適用

- (1) 協会構成員であった者は、協会の構成員でなくなった後も、協会構成員に準じて本規程の適用を受ける。
- (2) 違反の事実が明らかになった場合、協会は違反を告発することがある。

## 改訂履歴

- ・平成 21 年 12 月 1 日（最終改訂）

以 上